

6 高 土 政 2 2 2 号
令和 6 年 5 月 2 9 日

土 木 部 各 課 長
様
各土木事務所長

土 木 部 長

一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領の
一部改正について（通知）

このことについて、県内企業の受注機会の均等と地域における公共工事の品質確保並びにさらなる担い手の育成及び確保を図ることを目的として、一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領（令和元年6月24日付け元高土政第312号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。
なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

新たに建設工事における委託業務を対象とし、事後審査方式による入札でも適用できるよう改正しました。

2 施行日

この改正は、令和6年5月29日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用します。

（問い合わせ先）

土木政策課 契約担当

TEL : 088-823-9813

一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務）（以下「工事等」という。）において、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成26年9月30日閣議決定）に基づき、地域における公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に試行する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 一抜け方式とは、合理的な理由により分割した工事等もしくは同一又は近接する場所において実施する工事等であって、その規模が同程度で必要とする入札参加資格が同一業種の工事等に係る複数の入札を同一の発注機関が同一の日に公告（又は指名通知）及び開札する場合に、あらかじめ定めた開札順位が上位の入札において落札者（事後審査方式の場合は、落札候補者）（以下「落札者等」という。）となった者を、開札順位が下位の入札では落札者等としない（無効として取り扱う）入札方式をいう。

(対象工事等)

第3条 一抜け方式の対象工事等（以下「対象工事等」という。）については、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について選定できるものとし、発注機関の技術審査会で審議し、決定するものとする。

- (1) 同一の発注機関により発注される案件であること。
- (2) 公告日（又は指名通知日）及び開札日がそれぞれ同一日の案件であること。
- (3) 落札決定方式が価格競争方式又は総合評価方式であること。
- (4) 入札参加資格要件が同一の案件であること。総合評価方式にあつては、評価項目についても同一であること。
- (5) 対象案件数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

(留意事項)

第4条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 指名競争入札における指名業者数は「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針」（平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達）第1の2に規定する業者数以上とし、対象案件数を考慮して競争性が確保できると判断できる業者数とする。

- (2) 開札順位については、設計金額が高い順に設定することを基本とする。なお、対象工事等の入札書提出期限は同一で設定するものとする。
- (3) 落札者の決定は、原則として開札順に行うこととする。なお、開札の結果、低入札となった場合においては、その落札者が決定するまでの間、次案件の落札者等の決定を保留するものとする。
- (4) 再度入札となる案件がある場合は、次案件の落札者等の決定を保留するものとする。
- (5) 入札中止又は入札不調等となり、落札者等が得られない場合は、当該案件を除外し、次案件以降の落札者等を決定する。
- (6) 先に落札者等を決定した案件で落札者等となった者が、次案件以降の入札にも参加している場合は、その入札を無効として取り扱うものとする。ただし、落札者等が変更となった場合においては、変更後の落札者等に対して取り扱うものとする。
- (7) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者（失格調査又は低入札調査の対象者）が、失格調査又は低入札調査若しくは調査の辞退により失格となり、次案件以降の入札にも参加し、低入札者となった場合は、その入札を無効として取り扱うものとする。
- (8) 対象工事等を指名競争入札により執行する場合で、順に落札者を決定した結果、有効な応札者数が1となったときは、建設工事指名競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1267号土木部長通知）第4の3（2）のただし書きの規定に準じて、入札を執行するものとする。
- (9) 複数の対象工事等の入札に参加する者が、参加資格を証するため提出する書類（総合評価方式にあつては評価に係る書類を含む。）については、1部のみの提出を求めるものとする。
- (10) 具体的な例については、別紙「一抜け方式による開札の流れと留意事項」による。

（手続き）

第5条 対象工事等の入札手続きにおいては、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札公告又は指名通知書に当該案件が「一抜け方式の対象」であることを明示すること。併せて開札順位（落札決定順位）を明示するとともに、入札公告又は指名通知書において、先に開札した案件で落札者等となった者については、それより開札順位が下位の案件の入札を無効とすることを明示すること。
- (2) 一般競争入札にあつては、前条第1項第9号の取扱いについて、入札公告に明示すること。

（その他）

第6条 一抜け方式の試行にあたって、この要領に定めのあることのほか、必要な事項のある場合は各発注機関で定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年6月24日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事等から適用する。

附則

この要領は、令和6年5月29日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事等から適用する。

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

※省略

○ 審査方式

事前審査方式

入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者のみが入札に参加できるものとする。

なお、審査にあたっては、受注者・発注者双方の事務負担の軽減を図るため、「9 その他（2）」に掲げる工事（委託業務）の入札参加資格確認申請書を一つにまとめて受け付けるものとする。

事後審査方式

入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。

なお、審査にあたっては、受注者・発注者双方の事務負担の軽減を図るため、「9 その他（2）」に掲げる工事（委託業務）の入札参加資格確認申請書を1部求めるものとする。

※省略

○ その他

- （1）この入札は、「一抜け方式」の試行工事（委託業務）である。
「一抜け方式」とは、合理的な理由により分割した工事（委託業務）若しくは同一又は近接する場所において施工する工事（委託業務）であって、その規模が同等で必要とする入札参加資格が同一業種の工事（委託業務）の入札を同時に行う場合に、あらかじめ（2）で定めた落札決定順位（開札順位）が上位の入札において落札者等となった者を、落札決定順位（開札順位）が下位の入札では落札者等としない（無効として取り扱う）入札方式である。

（2）落札決定順位（開札順位）

順位	工事（委託業務）名（工事（委託業務）番号）
1	〇〇〇〇〇〇〇〇工事（委託業務）（〇〇第〇-〇号）
2	△△△△△△△△工事（委託業務）（△△第△-△号）

第2 ※省略

(事前審査の場合)

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和○年○月○日（○）の午後5時
	提出方法	持参又は郵送により提出すること。 郵送で申請書等を提出する場合は書留とし、表面に「工事番号」、「申請書在中」、「親展」と朱書きすること。 また、申請書等は二つ折りにしてはならない。 ※ <u>電子入札のため、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」より入札参加資格確認申請を必ず行うこと。（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）</u>
	提出先	高知県○○土木事務所（※第6）
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は○○土木事務所ホームページ （各契約機関のHPアドレスを記載）
2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 ○○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和○年○月○日（○）午後5時
	回答期限	令和○年○月○日（○）
4 入札参加資格の有無の通知	通知期限	令和○年○月○日（○）
5 入札参加資格のない理由の説明要求	提出期限	令和○年○月○日（○）午後5時
	回答期限	令和○年○月○日（○）
6 入札書の提出	入札期間	令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時とする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。
	入札方法	共通事項で定める。
7 開札予定	日時	令和○年○月○日（○）午前○時から

	場 所	高知県〇〇土木事務所（※第6）
--	-----	-----------------

（事後審査の場合）

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	共通事項で定める。 ※ 電子入札のため、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」より入札参加資格確認申請を必ず行うこと。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は〇〇土木事務所ホームページ （各契約機関のHPアドレスを記載）
2～6 省略		

第4 ※省略

（事前審査の場合）

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 （申請時に持参又は郵送する書類）	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿（様式3） 及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について（様式4） （※該当する場合のみ。） 5 令和〇年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 6 総合評価方式関係資料 表紙 7 企業の評価項目一覧表（様式5） 8 様式5の挙証資料（様式7-1を含む。） 9 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6） 10 様式6の挙証資料（様式8を含む。） ※ なお、電子入札のため、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」より入札参加資格確認申請を必ず行うこと。
入札時に 電子ファイルで 添付する書類	工事費内訳書

（事後審査の場合）

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子 ファイルで添付 する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 企業の評価項目一覧表(様式5) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6) <u>※ なお、電子入札のため、電子入札システムの「一般競争入札参加資格 確認申請書提出画面」より入札参加資格確認申請を必ず行うこと。</u>
入札時に 電子ファイルで 添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が 提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種工事の施工実績(様式2)及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿(様式3) 及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について(様式4) (※該当する場合のみ。) 4 令和○年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 特定建設業許可の写し(※該当する場合のみ。) 6 総合評価方式関係資料 表紙 7 様式5の挙証資料(様式7-1を含む。) 8 様式6の挙証資料(様式8を含む。) ※JVの場合は、以下も提出すること。 9 代表構成員の特定建設業許可の写し 10 協定書(様式10) 11 使用印鑑届(様式11) 12 委任状(様式12)

第6以降 ※省略

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事（設計等委託業務）について、総合評価方式一般競争入札を事前（事後）審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種業務の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

※省略

第〇 無効の入札

建設工事電子競争入札心得（平成 22 年 1 月 15 日付け 21 高建管第 939 号土木部長通知。以下「心得」という。）第 9 条に該当した入札は、無効とする。

なお、一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領（令和元年 6 月 24 日付け元高土政第 312 号土木部長通知）第 4 条第 1 項第 6 号又は同項 7 号に該当した入札についても無効とする。

※省略

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX 番号)
(E-mail)

下記 1 の入札に参加したいので、下記 2 の必要書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

※注)

参加申請する工事等の名称をすべて記入すること。(様式 2 以降についても同じ)

1 申請する入札の工事等の名称

○○○○○○○○工事 (○○第○-○号) (令和○年○月○日入札公告)
△△△△△△△△工事 (△△第△-△号) (令和○年○月○日入札公告)
□□□□□□□□工事 (□□第□-□号) (令和○年○月○日入札公告)

2 添付書類

(1) 同種工事の施工実績 (様式 2)

(2) 配置予定技術者名簿 (様式 3)

(3) 令和 6 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

【(4) 配置予定技術者の重複について (様式 4) ※必要な場合のみ。】

(5) 企業の評価項目一覧表 (様式 5)

(6) 様式 5 の挙証資料

ア ○○○○

イ ○○○○

(7) 配置予定技術者の評価項目一覧表 (様式 6)

(8) 様式 6 の挙証資料

ア ○○○○

イ ○○○○

(9) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査 (失格調査及び低入札調査) の実施について (※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。)

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

(注) 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。

2 (9) について、選択がない又は不明な場合は、低入札調査を実施するものとする。なお、低入札価格調査の実施については、低入札価格調査制度に基づく低入札調査資料の提出期限内であれば、辞退を申し出ることができること (このときは、指名停止を伴わない。)。

一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この要領は、高知県土木部が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び<u>建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務）</u>（以下「工事等」という。）において、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成26年9月30日閣議決定）に基づき、地域における公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に試行する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定める。 (定義) 第2条 一抜け方式とは、合理的な理由により分割した工事等もしくは同一又は近接する場所において<u>実施</u>する工事等であって、その規模が同程度で必要とする入札参加資格が同一業種の工事等に係る複数の入札を同一の発注機関が同一の日に公告（又は指名通知）及び開札する場合に、あらかじめ定めた開札順位が上位の入札において落札者<u>（事後審査方式の場合は、落札候補者）</u>（以下「落札者等」という。）となった者を、開札順位が下位の入札では落札者<u>等</u>としない（無効として取り扱う）入札方式をいう。 (対象工事等) 第3条 一抜け方式の対象工事等（以下「対象工事等」という。）については、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について選定できるものとし、発注機関の技術審査会で審議し、決定するものとする。 （1）同一の発注機関により発注される案件であること。 （2）公告日（又は指名通知日）及び開札日がそれぞれ同一日の案件であること。 （3）落札決定方式が価格競争方式又は総合評価方式であること。 （4）入札参加資格要件が同一の案件であること。総合評価方式にあつては、評価項目についても同一であること。 （5）対象案件数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。	(趣旨) 第1条 この要領は、高知県土木部が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び「<u>土木構造物の維持管理業務委託入札の取扱いについて</u>」（平成22年3月12日付け21高建管第1165号土木部長通知）第1の1（2）に規定する<u>維持管理委託の業務</u>（以下「工事等」という。）において、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成26年9月30日閣議決定）に基づき、地域における公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に試行する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定める。 (定義) 第2条 一抜け方式とは、合理的な理由により分割した工事等もしくは同一又は近接する場所において<u>施工</u>する工事等であって、その規模が同程度で必要とする入札参加資格が同一業種の工事等に係る複数の入札を同一の発注機関が同一の日に公告（又は指名通知）及び開札する場合に、あらかじめ定めた開札順位が上位の入札において落札者となった者を、開札順位が下位の入札では落札者としない（無効として取り扱う）入札方式をいう。 (対象工事等) 第3条 一抜け方式の対象工事等（以下「対象工事等」という。）については、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について選定できるものとし、発注機関の技術審査会で審議し、決定するものとする。 （1）同一の発注機関により発注される案件であること。 （2）公告日（又は指名通知日）及び開札日がそれぞれ同一日の案件であること。 （3）落札決定方式が<u>事前審査による</u>価格競争方式又は総合評価方式であること。 （4）入札参加資格要件が同一の案件であること。総合評価方式にあつては、評価項目についても同一であること。 （5）対象案件数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

(留意事項) 第4条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意するものとする。 (1) 指名競争入札における指名業者数は「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針」(平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達)第1の2に規定する業者数以上とし、対象案件数を考慮して競争性が確保できると判断できる業者数とする。 (2) 開札順位については、設計金額が高い順に設定することを基本とする。なお、対象工事等の入札書提出期限は同一で設定するものとする。 (3) 落札者の決定は、原則として開札順に行うこととする。なお、開札の結果、低入札となった場合においては、その落札者が決定するまでの間、次案件の落札者等の決定を保留するものとする。 (4) <u>再度入札となる案件がある場合は、次案件の落札者等の決定を保留するものとする。</u> (5) <u>入札中止又は入札不調等となり、落札者等が得られない場合は、当該案件を除外し、次案件以降の落札者等を決定する。</u> (6) <u>先に落札者等を決定した案件で落札者等となった者が、次案件以降の入札にも参加している場合は、その入札を無効として取り扱うものとする。ただし、落札者等が変更となった場合においては、変更後の落札者等に対して取り扱うものとする。</u> (7) <u>入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者(失格調査又は低入札調査の対象者)が、失格調査又は低入札調査若しくは調査の辞退により失格となり、次案件以降の入札にも参加し、低入札者となった場合は、その入札を無効として取り扱うものとする。</u> (8) 対象工事等を指名競争入札により執行する場合で、順に落札者を決定した結果、有効な応札者数が1となったときは、建設工事指名競争入札事務取扱要領(平成22年3月31日付け21高建管第1267号土木部長通知)第4の3(2)のただし書きの規定に準じて、入札を執行するものとする。 (9) 複数の対象工事等の入札に参加する者が、参加資格を証するため提出する書類(総合評価方式にあつては評価に係る書類を含む。)については、1部のみの提出を求めるものとする。 (10) <u>具体的な例については、別紙「一抜け方式による開札の流れと留意事項」による。</u> (手続き) 第5条 対象工事等の入札手続きにおいては、次の各号のとおりとする。 (1) 入札公告又は指名通知書に当該案件が「一抜け方式の対象」であることを明示する	(留意事項) 第4条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意するものとする。 (1) 指名競争入札における指名業者数は「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針」(平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達)第1の2に規定する業者数以上とし、対象案件数を考慮して競争性が確保できると判断できる業者数とする。 (2) 開札順位については、設計金額が高い順に設定することを基本とする。なお、対象工事等の入札書提出期限は同一で設定するものとする。 (3) 落札者の決定は、原則として開札順に行うこととする。なお、開札の結果、低入札となった場合においては、その落札者が決定するまでの間、次案件の開札を保留するものとする。 (4) <u>先に落札者を決定した案件で落札者となった者が、次案件以降の入札にも参加している場合は、その入札を無効として取り扱うものとする。</u> (5) 対象工事等を指名競争入札により執行する場合で、順に落札者を決定した結果、有効な応札者数が1となったときは、建設工事指名競争入札事務取扱要領(平成22年3月31日付け21高建管第1267号土木部長通知)第4の3(2)のただし書きの規定に準じて、入札を執行するものとする。 (6) 複数の対象工事等の入札に参加する者に、参加資格を証するため提出する書類(総合評価方式にあつては評価に係る書類を含む。)については、1部のみの提出を求めるものとする。 (手続き) 第5条 対象工事等の入札手続きにおいては、次の各号のとおりとする。 (1) 入札公告又は指名通知書に当該案件が「一抜け方式の対象」であることを明示する
---	--

こと。併せて開札順位（落札決定順位）を明示するとともに、入札公告又は指名通知書において、先に開札した案件で落札者等となった者については、それより開札順位が下位の案件の入札を無効とすることを明示すること。 （２）一般競争入札にあっては、前条第１項第9号の取扱いについて、入札公告に明示すること。 （その他） 第6条 一抜け方式の試行にあたって、この要領に定めのあることのほか、必要な事項のある場合は各発注機関で定めるものとする。 附則 この要領は、令和元年6月24日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事等から適用する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和6年5月29日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事等から適用する。</u>	こと。併せて開札順位（落札決定順位）を明示するとともに、入札公告又は指名通知書において、先に開札した案件で落札者となった者については、それより開札順位が下位の案件の入札を無効とすることを明示すること。 （２）一般競争入札にあっては、前条第１項第6号の取扱いについて、入札公告に明示すること。 （その他） 第6条 一抜け方式の試行にあたって、この要領に定めのあることのほか、必要な事項のある場合は各発注機関で定めるものとする。 附則 この要領は、令和元年6月24日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事等から適用する。
---	---

【一抜け方式による開札の例】

1. 一抜け方式による開札の基本的な流れ（価格競争）

●月●日 9時開札	案件① 開札 1 設計金額8000万円		案件② 開札 2 設計金額7800万円		案件③ 開札 3 設計金額7300万円	
A社	7,440万円	落札者	7,254万円	無効	6,789万円	無効
B社	7,520万円		7,332万円	落札者	6,862万円	無効
C社	7,600万円		7,410万円		6,935万円	落札者
D社	7,680万円		7,488万円		7,008万円	
E社	7,760万円		7,566万円		7,081万円	
・ ・ 社	・ ・ 万円		・ ・ 万円		・ ・ 万円	

- ※1 開札順が1番の案件（設計金額が高い順）から順番に落札者を決定する。
- ※2 開札順が1番の案件で落札者となった者は、2件目以降の案件の入札は、無効とする。（以降の開札も同様）
- ※3 くじによる場合も、上記に準ずる。

2. 一抜け方式による開札の基本的な流れ（総合評価等）

●月●日 9時開札	案件① 開札 1 設計金額8000万円		案件② 開札 2 設計金額7800万円		案件③ 開札 3 設計金額7300万円	
A社	160点	落札候補者 →落札決定	164点	無効	175点	無効
B社	157点		161点	落札候補者 →落札決定	172点	無効
C社	154点		158点		169点	落札候補者 →落札決定
D社	151点		155点		166点	
E社	148点		152点		162点	
・ ・ 社	・ ・ 点		・ ・ 点		・ ・ 点	

- ※1 開札順が1番の案件（設計金額が高い順）から順番に落札候補者を決定する。
- ※2 開札順が1番の案件で落札候補者となった者は、2件目以降の案件の入札は、無効とする。（以降の開札も同様）
- ※3 開札順が1番の案件から落札決定する。
- ※4 くじによる場合も、上記に準ずる。

3. 一抜け方式による開札で落札候補者の点数が変わる場合（自己評価が証明できない場合等）の流れ（総合評価等）

●月●日 9時開札	案件① 開札 1 設計金額8000万円		案件② 開札 2 設計金額7800万円		案件③ 開札 3 設計金額7300万円	
A社	160点 →155点	落札候補者 →落札候補者変更	164点 →160点	→新：落札候補者 →落札決定	175点 →171点	無効
B社	157点	新：落札候補者 →落札決定	161点	落札候補者 →案件①にスライド →無効	172点	無効
C社	154点		158点		169点	落札候補者 →落札決定
D社	151点		155点		166点	
E社	148点		152点		162点	
・ ・ 社	・ ・ 点		・ ・ 点		・ ・ 点	

- ※1 開札順が1番の案件（設計金額が高い順）から順番に落札候補者を決定する。
- ※2 開札順が1番の案件で落札候補者となった者は、2件目以降の案件の入札は、無効とする。（以降の開札も同様）
- ※3 開札順が1番の案件で落札候補者となった者が、追加資料を提出し、自己評価点から減点となり、評価値の順位が変更となる場合は、次点者を落札候補者とする。次点者が既に他の案件の落札候補者となっている場合は、これを取消し、当該案件の落札候補者にスライドさせる。このとき、2件目以降の案件の入札は、無効とする。
- ※4 開札順が1番の案件から落札決定する。
- ※5 くじによる場合も、上記に準ずる。

4. 一抜け方式による開札で落札候補者の点数が変わる場合②(案件毎に評価値の最高が違う場合)の流れ（総合評価等）

●月●日 9時開札	案件① 開札 1 予定価格8000万円			案件② 開札 2 予定価格7800万円			案件③ 開札 3 予定価格7300万円	
A社	160点 →155点	落札候補者 →落札候補者変更	B社	164点	落札候補者 →案件①にスライド →無効	C社	175点	落札候補者 →案件②にスライド →無効
B社	157点	新：落札候補者 →落札決定	C社	161点	新：落札候補者 →落札決定	D社	172点	新：落札候補者 →落札決定
C社	154点		D社	158点		E社	169点	
D社	151点		A社	155点 →151点	無効 →有効	B社	166点	無効
E社	148点		E社	152点		A社	162点 →158点	無効 →有効
・ ・ 社	・ ・ 点		・ ・ 社	・ ・ 点		・ ・ 社	・ ・ 点	

- ※1 開札順が1番の案件（設計金額が高い順）から順番に落札候補者を決定する。
- ※2 開札順が1番の案件で落札候補者となった者は、2件目以降の案件の入札は、無効とする。（以降の開札も同様）
- ※3 開札順が1番の案件で落札候補者となった者が、追加資料を提出し、自己評価点から減点となり、評価値の順位が変更となる場合は、次点者を落札候補者とする。次点者が既に他の案件の落札候補者となっている場合は、これを取消し、当該案件の落札候補者にスライドさせる。このとき、2件目以降の案件の入札は、無効とする。
- ※4 開札順が1番の案件から落札決定する。
- ※5 くじによる場合も、上記に準ずる。

5. 再度入札となる案件がある場合

●月●日 9時開札	案件① 開札 1 設計金額8000万円		案件② 開札 2 設計金額7800万円		案件③ 開札 3 設計金額7300万円	
A社	7,830万円	落札者	7,800万円	無効	6,789万円	無効
B社	7,835万円		7,810万円	予定価格超過	6,862万円	無効
C社	7,840万円		7,815万円	予定価格超過	6,935万円	保留
D社	7,845万円		7,820万円	予定価格超過	7,008万円	
E社	7,850万円		7,830万円	予定価格超過	7,081万円	
・ ・ 社	・ ・ 万円		・ ・ 万円	予定価格超過	・ ・ 万円	

- ※1 開札順が1番の案件（設計金額が高い順）から順番に落札者を決定する。
- ※2 開札順が1番の案件で落札者となった者は、2件目以降の案件の入札は、無効とする。（以降の開札も同様）
- ※3 予定価格超過により、再度入札が必要となった案件がある場合は、以降の落札者等の決定を保留とする。
- ※4 再度入札により、落札者等が決定後、以降の落札者等を決定する。

6. 低入札調査が必要な場合

●月●日 9時開札	案件① 開札 1 設計金額8000万円 (低入札価格調査制度を適用)		案件② 開札 2 設計金額7800万円 (低入札価格調査制度を適用)		案件③ 開札 3 設計金額7300万円 (低入札価格調査制度を適用)	
A社	160点	落札候補者	164点	無効	175点	無効
B社	157点		161点	落札候補者 (低入札調査実施)	172点	無効
C社	154点		158点		169点	保留
D社	151点		155点		166点	
E社	148点		152点		162点	
・ ・ 社	・ ・ 点		・ ・ 点		・ ・ 点	

- ※1 開札順が1番の案件（設計金額が高い順）から順番に落札候補者を決定する。
- ※2 開札順が1番の案件で落札候補者となった者は、2件目以降の案件の入札は、無効とする。（以降の開札も同様）
- ※3 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者は、以降の案件の入札は、無効とする。
- ただし、低入札価格調査により、失格となった場合であって、以降の案件の入札が低入札価格調査に該当しない場合は、有効とする。
- ※4 低入札調査となった場合は、その落札者が決定するまで、以降の落札者等の決定を保留とする。